

黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金(スポーツツーリズム)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自粛要請にスポーツ団体などが応じたことにより直接経済被害を受ける事業を行う事業者の皆さんを支援するために、受入自粛によりキャンセルとなった宿泊収入および弁当収入並びにその宿泊および弁当キャンセルに係る手数料収入の一部を交付する「黒潮町新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経済支援交付金(スポーツツーリズム)」の申請を受け付けます。

◆交付対象者

- ①黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿・大会の宿泊事業者
- ②黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿・大会の弁当事業者
- ③①および②に係る宿泊または弁当の手配を行う事業者

◆交付対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間中の受入について、町が感染症の拡大防止の観

点からスポーツ団体などに自粛要請したことにより収入が減少した次の①から③までに掲げる収入とする。

- ①キャンセルとなった宿泊収入
- ②キャンセルとなった弁当収入
- ③①および②の宿泊および弁当に係る手数料収入

◆交付金額

交付対象の収入の合計額に10分の3を乗じて得た額以内
・交付金の額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数切捨て

◆申請期間

交付金申請期間は、次の7回に分かれています。

- ①4月1日から5月31日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は6月1日から6月30日まで
- ②6月1日から7月31日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は8月1日から8月31日まで
- ③8月1日から9月30日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は10月3日から10月31日まで
- ④10月1日から11月30日までの期

間内にキャンセルが確認できたものについての申請は12月1日から12月28日まで

- ⑤12月1日から令和5年1月31日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は令和5年2月1日から令和5年2月28日まで
- ⑥令和5年2月1日から令和5年3月9日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は令和5年3月1日から令和5年3月10日まで
- ⑦令和5年3月10日から令和5年3月13日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は令和5年3月13日から令和5年3月31日まで

事業の詳細については、黒潮町のホームページにも掲載しています。

【町公式ホームページ】

<http://www.town.kuroshio.lg.jp/>

○受付・お問い合わせ

本庁産業推進室 観光係

☎ 4312113

お店の情報発信に町ホームページをご活用ください

◆掲載情報の定期更新について

町ホームページ(観光情報)では、より充実した観光情報を発信するため、定期更新(年1回)や随時更新による情報管理を行っています。掲載中の事業者へ、定期更新のご案内を送付しましたので、内容の確認と回答をお願いします。

◆新たに掲載を希望される方へ

掲載希望の方は、左記までご連絡ください。必要書類についてご案内します。
※新規申込みについては「観光につながる情報」であるか担当課で協議のうえ掲載となります。
※「変更なし」の場合もご連絡をお願いします。

◆お問い合わせ

本庁産業推進室 観光係

☎ 4312113

FAX 4312060

✉ 10280020@town.kuroshio.lg.jp